

支援費制度政省令(案)の概要

(平成14年 1月)

平成15年度より施行される支援費制度について、地方公共団体等における準備を円滑に進めるため、現段階で考えられる事項について整理し、公表することにより、支援費制度への円滑な移行に資するものであり、今後、変更することがあり得るものである。

I 市町村等の事務について

○ 審査支払事務の具体的な流れ

1 利用から支払まで

(居宅介護・デイ)

利用者	事業者	市町村
受給者証を提示して契約の申込み	支給決定量と事業者記入欄を確認し、サービス提供の可否を確認、契約	
	契約支給量、事業所名、サービスの区分、契約日を受給者証に記入(確認印)	
	契約内容報告書(番号、サービスの区分、契約支給量、契約日)の報告	支給管理台帳で管理(サービスの区分、契約支給量、契約日)
	サービス提供	
サービスを受けた都度、サービス提供の確認	サービス提供実績記録表を作成し、サービスの都度記録し、利用者の確認を受ける	
	【翌月】 居宅生活支援費請求書、居宅生活支援費明細書の作成、提出 ※サービス提供実績記録票の写しを添付	請求書、明細書等の審査(支給管理台帳と突合)
代理受領額の確認	利用者に対し確定した代理受領額の通知	【翌々月】 事業者に支払い
		支払い実績を居宅生活支援費支給管理台帳に記録

II 支給決定について

1 支給決定の際の勘案事項について

支援費の支給決定については、法律上、厚生労働省令で定める事項を勘案して、その要否等を決定することとなるが、居宅生活支援費であれば支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば障害程度区分と支給期間を定めることとしている。

厚生労働省令で定める勘案事項としては、以下のものを予定している。

- ① 障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 介護を行う者の状況（※1）
- ③ 居宅生活支援費の受給の状況
- ④ 施設訓練等支援費の受給の状況
- ⑤ 居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- ⑥ 利用意向の具体的内容
- ⑦ 置かれている環境
- ⑧ 指定居宅(施設)支援の提供体制の整備の状況（※2）

※1 介護を行う者がいる場合に支援費の支給を行わないという趣旨ではない。

※2 サービスの基盤整備は重要な課題であり、支援費制度導入の趣旨を勘案し、都道府県、市町村はニーズを踏まえた基盤整備に向けてより一層取り組む必要がある。

2 支給期間について

支援費を支給する期間については、障害の程度や介護を行う者の状況等の支援費の支給決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、市町村が障害者の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、障害程度区分又は支給量について見直しを行うため、厚生労働省令で定める期間を超えない範囲で市町村が定めるものである。

省令で定める期間(案)

支 援 の 種 類	期 間
身体障害者施設支援、知的障害者施設支援	「3年」
身体障害者居宅支援、知的障害者居宅支援(知的障害者地域生活援助(グループホーム)を除く。)、児童居宅支援	「1年」
知的障害者地域生活援助(グループホーム)	「3年」

(※) 支給期間の終了に際しては、改めて支援費の支給決定を受けることにより、継続してサービスを受けることは可能である。

3 障害程度区分

支援費制度における障害程度区分を設定するため、厚生科学研究において施設利用者の実態調査を実施し、施設からの回答をもとに厚生科学研究の研究班において分析・検討を行った。

これを踏まえ、障害程度区分を、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に規定されている施設支援の種類毎に設定するとともに、入所・通所毎に設定する。

4 障害程度区分の内容(例示)

(1) 身体障害者療護施設支援

常時の介護を必要とする者を基本とし、さらに、以下に掲げる項目について支援の必要性や困難性をチェックし、該当する数等に応じて支援の必要性や困難性のより高い者に係る障害程度区分を1又は2程度設定する。(全体で2又は3区分程度。)

- ア ベッド上での起床や就寝の介助
- イ 車椅子とベッド間の移乗の介助
- ウ 洗面・歯磨き等の整容に関する支援
- エ 衣服の着脱の介助
- オ 屋内移動に関する介助
- カ 屋外移動に関する介助
- キ 体位変換の介助
- ク 食事の準備や後片付けに関する支援
- ケ 摂食行為に関する支援
- コ 排泄行為に関する支援
- サ 入浴の準備や後片付けに関する支援
- シ 入浴の介助又は入浴中の見守り
- ス 医療処置や受診等に係る援助
- セ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援
- ソ 健康管理(健康チェック、軽度褥瘡や肥満の予防等)に関する支援
- タ 清潔保持(身体、衣服等)に関する支援
- チ 金銭管理に関する支援
- ツ 衣類や身の回り品等の管理に関する支援
- テ 集団生活や人間関係等に関する支援
- ト 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助
- ナ 外出・買い物や地域の活動への参加等に関する支援(移動の介助を除く。)
- ニ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為(清掃、洗濯、調理等)を習得するための支援
- ヌ 車いす操作や歩行、日常生活動作等に関する訓練
- ネ 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練
- ノ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援

(2) 知的障害者授産施設支援（通所）

職業に関する訓練を受け、自活に向けた支援を必要とする者を基本とし、さらに、以下に掲げる項目について支援の必要性や困難性をチェックし、該当する数等に応じて支援の必要性や困難性のより高い者に係る障害程度区分を1又は2程度設定する。

（全体で2又は3区分程度。）

- ア 医療処置や受診等に係る援助
- イ 医師等の診断結果や説明の理解に関する支援
- ウ 健康管理（健康チェック、肥満の予防等）に関する支援
- エ 自ら身体や衣服の清潔を保持することへの支援
- オ 金銭管理に関する支援
- カ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応
- キ 食事・排泄等に係る不適応行動への対応
- ク 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応
- ケ 日常生活における不安や悩み等に関する相談援助
- コ 余暇活動や地域の活動等への参加に関する支援
- サ 作業に対する動機付け及び内容の理解に関する支援
- シ 地域・在宅生活に必要な生活関連行為（清掃、洗濯、調理等）を習得するための支援
- ス 作業の準備・片付けに関する支援
- セ 作業技術や作業の遂行に関する支援
- ソ 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援やコミュニケーション訓練
- タ 代筆や電話の仲立ち等に関する支援
- チ 就業・社会復帰に向けた生活支援の体制づくり等に関する支援

5 障害程度区分の決定事務

障害程度区分の決定は、市町村において支給申請を行った者等に対する聴き取り調査を行い、上記障害程度区分の内容に掲げる項目に該当する数を把握することにより行う。

各項目に該当するか否かの判断に当たっての具体的な取扱いについては、解説を作成する予定。

なお、決定に当たり特に専門的な知見が必要であると市町村が認める場合には、更生相談所に対して意見を求めることとしているところであるが、障害程度区分の決定に際し更生相談所が行う判定のためのマニュアルの作成については厚生科学研究において引き続き検討していくこととしている。

6 居宅生活支援の取扱い

居宅生活支援のうち、デイサービス、短期入所、知的障害者地域生活援助（グループホーム）についても障害の程度により支援費の額に差を設ける必要性について検討することとしている。その具体的内容については、今般お示しした施設支援に係る障害程度区分の内容も踏まえつつさらに検討していくこととしている。

なお、こうした差を設ける場合にあっても、いずれの額を適用するか判断は、施設支援の場合よりも簡易な方法で行えるものとする予定である。

Ⅲ 事業者・施設指定基準について

○指定基準の具体的内容(例示)

1 身体障害者居宅介護

(1)基本方針

指定居宅支援に該当する身体障害者居宅介護の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行うものとする。

(2)人員に関する基準

従業者の員数

- ・事業所毎に置くべき従業者の員数は、常勤換算法で2.5人以上。
- ・事業の規模に応じ、1人以上の常勤のサービス提供責任者を配置。

常勤の管理者の設置(兼務可)

(3)設備に関する基準

事業運営に必要な広さを有する区画及び必要な設備備品等を備える。

(4)運営に関する基準

内容及び手続きの説明、契約支給量の市町村への報告、正当な理由のないサービス提供拒否の禁止、市町村等が行うあっせん・調整、要請に対する協力、指定居宅介護の取扱方針、利用者負担金等の受領に関する規定、居宅介護計画の作成、同居家族に対するサービス提供の禁止、事業者が定めるべき事業の運営についての重要事項(運営規程)、守秘義務、苦情解決への対応、会計の区分等について規定。

(5)基準該当居宅支援に関する基準

従業者の員数

- ・事業所毎に置くべき従業者の員数は、3人以上。(離島等の場合は1人以上。)
- ・1人以上のサービス提供責任者を配置。

管理者の設置(兼務可)

設備に関する基準

事業運営に必要な広さを有する区画及び必要な設備・備品等を備える。

同居家族に対するサービス提供の特例

運営に関する基準

指定事業者に準ずる(一部適用除外)

2 身体障害者デイサービス

(1)基本方針

指定居宅支援に該当する身体障害者デイサービスの事業は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導等を適切に行うものとする。

(2) 人員に関する基準

従業者の員数

- ・ 指導員及び介護職員はそれぞれ1人以上とし、利用者の数が15人までは2人以上の指導員又は介護職員(それ以上5人又はその端数を増す毎に1人、作業中心の場合は介護職員を置かないことができる。)
- ・ 給食、入浴サービスを実施する場合は、それぞれ必要な職員を配置
- ・ 指導員又は介護職員のうち1人は常勤。

常勤の管理者の設置(兼務可)

(3) 設備に関する基準

相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室、作業室の他必要な設備備品等を備える。
給食サービス実施の場合は食堂、入浴サービス実施の場合は浴室を備える。

(4) 運営に関する基準

内容及び手続きの説明、契約支給量の市町村への報告、正当な理由のないサービス提供拒否の禁止、市町村等が行うあっせん・調整、要請等に対する協力、指定デイサービスの取扱方針、利用者負担金等の受領に関する規定、デイサービス計画の作成、事業者が定めるべき事業の運営についての重要事項(運営規定)、守秘義務、苦情解決への対応、会計の区分等について規定。

(5) 基準該当居宅支援に関する基準

従業者の員数

- ・ 指導員及び介護職員はそれぞれ1人以上とし、利用者の数が15人までは2人以上の指導員又は介護職員(それ以上5人又はその端数を増す毎に1人、作業中心の場合は介護職員を置かないことができる。)
- ・ 給食、入浴サービスを実施する場合は、それぞれ必要な職員を配置

常勤の管理者の設置(兼務可)

設備に関する基準

相談、日常生活訓練、社会適応訓練、作業を行う場所その他必要な設備備品等を備える。
給食サービス実施の場合は食事を行う場所、入浴サービス実施の場合は浴室を備える。

運営に関する基準

指定事業者に準ずる(一部適用除外)

3 身体障害者短期入所

(1) 基本方針

指定居宅支援に該当する身体障害者短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならないこと。

(2) 人員に関する基準

従業者の員数

- ・ 併設事業所で本体施設と一体的に行われる場合、本体施設として必要な従業者に加え、併設事業所の利用者を本体施設の利用者と見なした場合に、当該施設に必

要な数が確保される必要数。

- ・空きベッドを利用する場合、当該事業所の利用者を当該施設の利用者と見なした場合に、当該施設に必要な数が確保される必要数。

常勤の管理者の設置(兼務可)

(3)設備に関する基準

併設事業所の場合、居室以外については併設施設の設備を共用することができる。
空きベッドを利用する場合、当該施設が必要とする設備等を備える。

(4)運営に関する基準

内容及び手続きの説明、正当な理由のないサービス提供拒否の禁止、市町村等が行うあっせん・調整、要請等に対する協力、指定短期入所の取扱方針、利用者負担金等の受領に関する規定、事業者が定めるべき事業の運営についての重要事項(運営規定)、定員の遵守、守秘義務、苦情解決への対応、会計の区分等について規定。

4 知的障害者及び児童の居宅介護、デイサービス、短期入所については、基本的に身体障害者に準じ設定。

5 知的障害者地域生活援助(グループホーム)

(1)基本方針

指定居宅支援に該当する知的障害者地域生活援助の事業は、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものでなければならないこと。

(2)人員に関する基準

従業者の員数

- ・事業所毎におくべき世話人の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居毎に、専ら当該指定地域生活援助の提供に当たる世話人が1以上確保されるために必要な数

常勤の管理者の設置(兼務可)

(3)設備に関する基準

- ・入居定員を4人以上とし、居室の他居間、食堂等入居者が交流できる場所を有する。
- ・1の居室の定員は2人以下とし、1人用居室は7.4㎡以上、2人用居室は9.9㎡以上とする。

(4)運営に関する基準

内容及び手続きの説明、正当な理由のないサービス提供拒否の禁止、市町村等が行うあっせん・調整、要請等に対する協力、入退去に関する規定、指定地域生活援助に係る費用の受領に関する規定、指定地域生活援助の取扱方針、社会生活上の便宜の供与、事業者が定めるべき事業の運営についての重要事項(運営規程)、定員の遵守、守秘義務、苦情解決への対応、会計の区分等について規定。

6 身体障害者療護施設

(1) 基本方針

- ・ 指定身体障害者療護施設は、入所者に対して、治療及び養護を適切に行わなければならないこと。
- ・ 指定身体障害者療護施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- ・ 指定身体障害者療護施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

(2) 人員に関する基準

ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数

イ 看護職員、介護職員、理学療法士及び生活指導員

(ア) 看護職員、介護職員、理学療法士及び生活指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を○で除して得た数以上

(イ) 看護職員の数

a 入所者の数が○を超えない施設にあっては、常勤換算方法で○以上

b 入所者の数が○を超えて○を超えない施設にあっては、常勤換算方法で○以上

(ウ) 理学療法士の数は次のとおりとすること。

a 入所者の数が○を超えない施設にあっては、常勤換算方法で○以上

b 入所者の数が○を超える施設にあっては、常勤換算方法で○以上

(エ) 生活指導員 常勤換算方法で○以上

ウ 栄養士 ○以上(入所定員が○人を超えない施設にあっては、置かないことができる。)

(3) 設備に関する基準

居室(1室の定員は4人以下で一人当たりの床面積は収納設備を除き6.6㎡以上。特殊寝台又はこれに代わる設備を備える。)、食堂、静養室、浴室(入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備える)、洗面所、便所、医務室(医療法第1条の5第2項に規定する診療所とする。)、機能訓練室、相談室及び集会室、廊下幅(2.2m以上)

- ・ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- ・ 居室、静養室、便所その他入所者が日常使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(4) 運営に関する基準

内容及び手続きの説明、施設訓練等支援費支給の申請に係る援助、利用者負担金等の受領、施設訓練等支援費の額に係る通知、指定施設支援の取扱方針、施設支援計画の作成等、指導、訓練等、生活指導等、社会生活上の便宜の供与等、入所者の入院期間中の取扱い、運営規程、勤務体制の確保等、定員の遵守、衛生管理等、守秘義務、苦情解決、地域との連携等、事故発生時の対応、会計の区分等について規定

7 特定知的障害者授産施設

(1) 基本方針

- ・ 指定特定知的障害者授産施設は、入所者に対して必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならないこと。
- ・ 指定特定知的障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。
- ・ 指定特定知的障害者授産施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、指定知的障害者更生施設等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

(2) 人員に関する基準

① 指定特定知的障害者入所授産施設

- ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数
- イ 看護職員、生活指導員、作業指導員及び介護職員 その総数は、常勤換算方法で入所者の数を○で除して得た数以上
- ウ 栄養士 ○以上(入所定員が○人を超えない施設にあっては、置かないことができる。)

- ・ 指定特定知的障害者入所授産施設の職員は、専ら当該指定知的障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。
- ・ 看護職員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。
- ・ 生活指導員又は作業指導員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

② 指定特定知的障害者通所授産施設

- ア 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の世話をを行うために必要な数
- イ 看護職員、生活指導員、作業指導員及び介護職員 その総数は、常勤換算方法で入所者の数を○で除して得た数以上(看護職員を置かないことができる)
- ウ 栄養士 ○以上(入所定員が○人を超えない施設にあっては、置かないことができる。)

- ・ 指定特定知的障害者通所授産施設の職員は、専ら当該指定知的障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合はこの限りでない。
- ・ 看護職員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。
- ・ 生活指導員又は作業指導員のうち、○人以上は、常勤の者でなければならない。

指定特定知的障害者入所授産施設のうち、併せて通所により指定特定知的障害者授産施設支援の提供を行うものにあつては、生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員の総数は通所による利用者を○で除して得た数以上とすること。

指定特定知的障害者授産施設のうち、併せて分場を設置するものにあつては、分場ごとに置くべき生活指導員、作業指導員、看護職員及び介護職員の総数は、分場利用者の数を○で除して得た数以上とする。

* 重度者に配慮した人員配置については、引き続き検討中。

(3)設備に関する基準

①指定特定知的障害者授産施設

居室(1室の定員は4人以下で一人当たりの床面積は収納設備を除き6.6㎡以上。男女別に設け夜間は通行を遮断できるもの。)、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室(静養室を設置しないものにあつては、寝台又はこれに代わる設備を備えること。)、作業室又は作業場、作業設備、更衣室、相談室及び運動場、廊下幅(1.35m以上、中廊下は1.8m以上。)

※指定特定知的障害者通所授産施設にあつては、居室、静養室及び浴室に掲げる設備を設けないことができる。

- ・指定特定知的障害者授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のため機械器具を備えること。

②分場

指定特定知的障害者通所授産施設の基準に準ずる。

(4)運営に関する基準

概ね身体障害者療護施設に準ずる他、作業指導、授産活動、工賃の支払いについて規定。

IV 支援費基準について

1 施設訓練等支援に係る特定日常生活費等(日常生活において通常要する費用のうち利用者が負担することが適当なものに係る費用)の内容：省令

(1) 身体障害者施設支援に係る特定日常生活費

○省令案

身体障害者福祉法第17条の10第1項の厚生労働省令で定める費用(特定日常生活費)は、身体障害者施設支援において提供される便宜のうち、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所に負担させることが適当と認められるものとする旨規定。

(2) 通勤寮支援日常生活費

○省令案

知的障害者福祉法第15条の11第1項の厚生労働省令で定める費用(日常生活費)は、通勤寮支援において提供される便宜のうち、食材料費、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所に負担させることが適当と認められるものとする旨規定。

2 居宅生活支援に係る特定費用等(サービス提供に必要な原材料の他、日常生活において通常要する費用のうち利用者が負担することが適当なものに係る費用)の内容：省令

(1) デイサービスに係る特定費用

○省令案

(身体障害者(知的障害者))

身体障害者福祉法第17条の4第1項(知的障害者福祉法第15条の5第1項)の厚生労働省令で定める費用(特定費用)は、デイサービスにおいて提供される便宜のうち、入浴に係る光熱水費、食事の提供に係る食材料費、創作的活動に係る材料費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものとする旨規定。

(障害児)

児童福祉法第21条の10第1項の厚生労働省令で定める費用(特定費用)は、児童デイサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者又は保護者に負担させることが適当と認められるものとする旨規定。

(2) 短期入所に係る特定費用

○省令案

身体障害者福祉法第17条の4第1項(知的障害者福祉法第15条の5第1項、児童福祉法第21条の10第1項)の厚生労働省令で定める費用(特定費用)は、短期入所において提供される便宜のうち、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものとする旨規定。

(3) 知的障害者地域生活援助に係る特定日常生活費

○省令案

知的障害者福祉法第15条の5第1項の厚生労働省令で定める費用(特定日常生活費)は、知的障害者地域生活援助において提供される便宜のうち、家賃、食材料費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものとする旨規定。